特別高圧電力

(取次ぎ電気契約条件[高圧・特別高圧])

2021年7月1日 実施

九電みらいエナジー株式会社

特別高圧電力(取次ぎ電気契約条件[高圧・特別高圧]) 目 次

料	金	表			 		 	 	 	 	 						3
附		則			 		 	 	 	 	 	•			 •		2
3	そ	0)	他		 	• •	 	 	 	 	 	•	•	 •	 •	 •	1
2	季節	区	分		 		 	 	 	 	 	•					1
1	対象の	お客さ	まき	• • •	 • •	• •	 	 	 	 	 	•	•	 •	 •	 •	1

1 対象のお客さま

この取次ぎ電気契約条件[高圧・特別高圧](以下「この契約条件」といいます。)は、当社が別に定める取次ぎ電気供給条件[高圧・特別高圧] (以下「供給条件」といいます。)の常時供給電力の適用範囲に該当する お客さまで、次の地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供 給等約款の特別高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送 電サービスの対象となるお客さまを対象といたします。

滋賀県,京都府,大阪府,奈良県,和歌山県,兵庫県(一部を除きます。),福井県の一部,岐阜県の一部および三重県の一部

2 季 節 区 分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

3 そ の 他

- (1) この契約条件の内容は、法令等にもとづき開示が求められる場合を除き、お客さまによる第三者への開示ができないものといたします。
- (2) この契約条件に定めのない事項については、供給条件によるものといたします。

附則

(この契約条件の実施期日)

この契約条件は、2021年7月1日から実施いたします。

料金表

【基本料金および電力量料金】

基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,629円63銭
---------------	-----------

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円20銭	10円19銭

3 特 別 割 引

基本料金および電力量料金の総和に対して,当社が送付する電力取次 ぎ契約成立のお知らせに記載の特別割引率を適用いたします。

【臨時精算単価】

基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	13円44銭	12円22銭

【燃料費調整】

燃料費調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入 品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値と いたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の 位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均 原油価格
- B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然 ガス価格
- C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha = 0.0140$
- $\beta = 0.3483$
- $\gamma = 0.7227$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入いたします。

- イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合 燃料 費調整単価= (27,100円 平均燃料価格) $\times \frac{2 \,$ の基準単価 1,000
- ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合 燃料費 調整単価 = (平均燃料価格-27,100円) $\times \frac{2 \, \text{の基準単価}}{1,000}$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお,各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日まで の期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月28日まで の期間(翌年が閏年 となる場合は,翌年 の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭6厘
------------	-------

3 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

4 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の定める方法により、お客さまにお知らせいたします。